



三重県公報

平成22年6月30日(水)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
35	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 室)	3
36	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	(人 材 政 策 室)	4
37	三重県特別会計条例の一部を改正する条例	(農 業 経 営 室)	5
38	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(社 会 福 祉 室)	7
39	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(市 町 行 財 政 室)	8
40	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例	(農 産 物 安 全 室)	9
41	三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 室)	10
42	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	11
43	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	(同)	12
44	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	13
45	三重県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例	(農 山 漁 村 室)	14

公布された条例のあらまし

- ◎ **三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）**
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日（一部平成 22 年 10 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ **三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）**
 - 1 雇用保険法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）**
 - 1 農業改良資金助成法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）**
 - 1 三重県後期高齢者医療広域連合における保険料率の算定に当たりその増加抑制に要する費用に充てるため、基金の一部を取り崩し、三重県後期高齢者医療広域連合に交付できるようにすることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）**
 - 1 政治資金規正法の一部改正にかんがみ、少額領収書等の写しの交付に係る手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）**
 - 1 水産低温売場の整備等に伴い、利用料金を定めることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）**
 - 1 多気町に風致地区に係る都市計画決定がされることに伴い、宅地の造成等に対する許可の基準である緑地率を設定することとしました。
 - 2 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ **公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）**
 - 1 雇用保険法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）**
 - 1 県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに三重県立飯野高等学校に定時制課程を設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ **三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）**
 - 1 三重県立一志病院において介護保険法の規定に基づく訪問看護等を行うに当たり使用料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ **三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例（条例第 45 号）**
 - 1 中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付に当たり基金積立方式が廃止され、単年度毎の所要額交付方式により実施されることに伴い、三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、平成 23 年 3 月 31 日から施行することとしました。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十五号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第二第十八号の二の項中「松阪市」の下に「、桑名市」を加え、同表第三十二号の
項の次に次のように加える。

<p>三十二の二 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条 例及び同条例の施行のための規則に基づく風致地区内における 行為に係る申請書及び協議書の受理に関する事務で別に規則で 定めるもの</p>	<p>多気町</p>
--	------------

附 則

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、別表第二第三十二号の二の
項の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十六号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十一項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三重県職員退職手当支給条例の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

三重県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十七号

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

三重県特別会計条例（昭和二十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

三重県農業改良資金貸付事業等特別会計	農業改良資金助成法（昭和三十二年法律第百二号）に基づく農業経営の安定と生産力の増強に必要な資金の貸付事業及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）第一条第二項に規定する資金（以下「就農施設等資金」という。）の貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図る。
--------------------	--

を

三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）第一条第二項に規定する資金（以下「就農施設等資金」という。）の貸付事業及び農業改良資金融通法（昭和三十二年法律第百二号）に基づく農業経営の安定と生産力の増強に必要な資金の既存貸付金に係る償還管理の円滑な運営及びその経理の適正を図る。

に改める。

別表第二中

三重県農業改良資金貸付事業等特別会計	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業改良資金及び就農施設等資金の貸付金の返還金 2 一般会計からの繰入金 3 繰越金 4 借入金 5 付属諸収入 	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業改良資金貸付金及び就農施設等資金の貸付金並びにこれらに伴う事務費 2 借入金の償還金及び利子 3 その他の諸支出
--------------------	--	--

を

「

三重県就 農施設等 資金貸付 事業等特 別会計	1 就農施設等資金及び農業改良資金の貸付金の返還金 2 一般会計からの繰入金 3 繰越金 4 借入金 5 付属諸収入	1 就農施設等資金の貸付金及びこれに伴う事務費並びに農業改良資金の既存貸付金償還管理に係る事務費 2 借入金の償還金及び利子 3 その他の諸支出
-------------------------------------	--	--

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 三重県農業改良資金貸付事業等特別会計（以下「旧特別会計」という。）の平成二十一年度の収入及び支出については、改正後の三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計（以下「新特別会計」という。）の同年度の収入及び支出とみなす。
- 3 この条例の施行の際旧特別会計に属する現金等は、新特別会計が承継するものとする。
- 4 旧特別会計に係る権利及び義務は、新特別会計が承継するものとする。
- 5 この条例の施行の際この条例による改正前の三重県特別会計条例に規定する旧特別会計からの貸付けについては、この条例による改正後の三重県特別会計条例に規定する新特別会計からの貸付けとみなす。
- 6 この条例の施行前に農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（次項において「旧農業改良資金助成法」という。）第七条第一項の認定を受けた者に対してこの条例の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、新特別会計からの貸付けとみなす。
- 7 この条例の施行前にされた旧農業改良資金助成法第七条第一項の認定の申請をした者であつて、この条例の施行後に認定を受けたものに対して行われる農業改良資金の貸付けについては、新特別会計からの貸付けとみなす。

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十八号

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三重県条例第一号）の一部を次のとおり改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 知事は、当分の間、広域連合における保険料率の算定に当たりその増加の抑制に要する費用に充てるため、第七条の規定にかかわらず、基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を広域連合に対して交付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第三十九号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三百六十一号の項を次のように改める。

三百六十一	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	用紙一枚につき十円（用紙の両面に印刷した場合には、二枚と換算して算定する。）
-------	--	-----------------	--

別表第一第三百六十一号の二の項中「（昭和二十三年法律第九十四号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十号

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中

低温売場利用料金	一平方メートルにつき	九百十五円
----------	------------	-------

を

青果低温売場利用料金	一平方メートルにつき	九百十五円
水産低温売場利用料金	一平方メートルにつき	九百九十一円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十一号

三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三重県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四に次のように加える。

多 気 町	五桂池及び枳ヶ池周辺	一〇
	天啓公園周辺	一〇

附 則

この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次の
ように改正する。

第十条第八項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、
同条第十一項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一
号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一
項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例の規
定は、平成二十二年四月一日から適用する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十三号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 三重県立飯野高等学校 鈴鹿市 全日制 」 を

「 三重県立飯野高等学校 鈴鹿市 全日制 定時制 」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に基づき設置される定時制課程への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十四号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「定める基準」の下に「、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項第一号及び第五十三条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（三重県立一志病院において行う訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導に限り適用する。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第四十五号

三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例

三重県中山間地域等直接支払事業基金条例（平成十二年三重県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
